

高齢者や障がい者への 虐待を防止するために

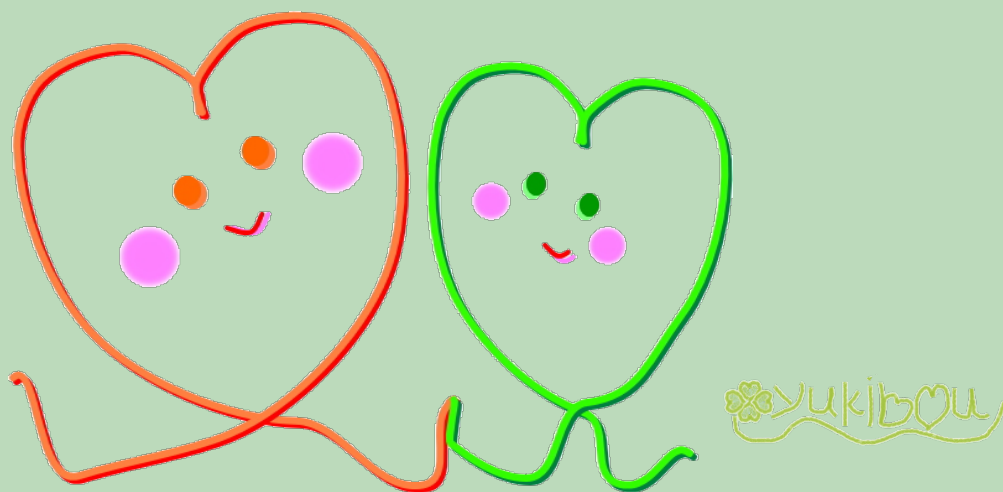
高齢者や障がい者への虐待は、高齢者や障がい者の尊厳と権利を害するもので、大きな社会問題となっています。

「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」では、高齢者や障がい者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害されたり、生命、健康、生活が損なわれたりすることなく自立した社会生活を送ることができるよう、定めています。

虐待を防ぐには、一人ひとりがこの問題を知り、考えることが大切です。

また、地域では、地域の一員である高齢者や障がい者に、皆が目を向け、声をかけ、見守りをするなど、高齢者や障がい者の入所施設などでは、職員同士で日々のケアや支援を振り返ることなども必要です。

高齢者や障がい者の「生活の場」に関わる方々の心がけによって、虐待のない安心して暮らし続けることができる“おおぶ”をつくりましょう。



こんなことが虐待になります ～暴力だけが「虐待」ではありません～

身体的虐待	身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。 また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。 <table> <tr> <td data-bbox="196 427 836 622"> 《たとえば…》 ●叩く ●殴る ●蹴る ●つねる ●縛りつける ●閉じ込める ●不要な薬を飲ませる - など </td><td data-bbox="836 427 1522 622"> 《チェック！！》 □ 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある。 □ 急におびえたり、怖がったりする。 □ 傷やあざの説明が変化する。 - など </td></tr> </table>	《たとえば…》 ●叩く ●殴る ●蹴る ●つねる ●縛りつける ●閉じ込める ●不要な薬を飲ませる - など	《チェック！！》 □ 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある。 □ 急におびえたり、怖がったりする。 □ 傷やあざの説明が変化する。 - など
《たとえば…》 ●叩く ●殴る ●蹴る ●つねる ●縛りつける ●閉じ込める ●不要な薬を飲ませる - など	《チェック！！》 □ 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある。 □ 急におびえたり、怖がったりする。 □ 傷やあざの説明が変化する。 - など		
放棄・放任（ネグレクト）	入浴、洗濯、排せつや食事などの世話や介助をほとんどせず、不潔にさせる、心身を衰弱させること。 <table> <tr> <td data-bbox="196 797 836 1028"> 《たとえば…》 ●食事をつくってあげない ●不潔な住環境で生活させる ●必要な医療や福祉サービスを受けさせない - など </td><td data-bbox="836 797 1522 1028"> 《チェック！！》 □ 体から異臭がする、同じ服を着ている。 □ 病気やけがをしても家族が受診を拒否する。 □ 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。 - など </td></tr> </table>	《たとえば…》 ●食事をつくってあげない ●不潔な住環境で生活させる ●必要な医療や福祉サービスを受けさせない - など	《チェック！！》 □ 体から異臭がする、同じ服を着ている。 □ 病気やけがをしても家族が受診を拒否する。 □ 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。 - など
《たとえば…》 ●食事をつくってあげない ●不潔な住環境で生活させる ●必要な医療や福祉サービスを受けさせない - など	《チェック！！》 □ 体から異臭がする、同じ服を着ている。 □ 病気やけがをしても家族が受診を拒否する。 □ 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。 - など		
心理的虐待	侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。 <table> <tr> <td data-bbox="196 1167 836 1395"> 《たとえば…》 ●どなる ●悪口を言う ●わざと無視する ●ののしる ●仲間に入れない ●差別的な扱いをして自尊心を傷つける - など </td><td data-bbox="836 1167 1522 1395"> 《チェック！！》 □ おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。 □ 攻撃的な態度が見られる、表情が無くなる。 □ 自分で自分を傷つける行為をする。 - など </td></tr> </table>	《たとえば…》 ●どなる ●悪口を言う ●わざと無視する ●ののしる ●仲間に入れない ●差別的な扱いをして自尊心を傷つける - など	《チェック！！》 □ おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。 □ 攻撃的な態度が見られる、表情が無くなる。 □ 自分で自分を傷つける行為をする。 - など
《たとえば…》 ●どなる ●悪口を言う ●わざと無視する ●ののしる ●仲間に入れない ●差別的な扱いをして自尊心を傷つける - など	《チェック！！》 □ おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。 □ 攻撃的な態度が見られる、表情が無くなる。 □ 自分で自分を傷つける行為をする。 - など		
性的虐待	無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。 <table> <tr> <td data-bbox="196 1534 836 1722"> 《たとえば…》 ●性交 ●キスをする ●わいせつな話をする、映像を見せる ●性器への接触 ●裸にする - など </td><td data-bbox="836 1534 1522 1722"> 《チェック！！》 □ 肛門や性器などに出血や傷が見られる。 □ 人目を避け、部屋に一人でいたがる。 □ 人に相談するのをためらう。 - など </td></tr> </table>	《たとえば…》 ●性交 ●キスをする ●わいせつな話をする、映像を見せる ●性器への接触 ●裸にする - など	《チェック！！》 □ 肛門や性器などに出血や傷が見られる。 □ 人目を避け、部屋に一人でいたがる。 □ 人に相談するのをためらう。 - など
《たとえば…》 ●性交 ●キスをする ●わいせつな話をする、映像を見せる ●性器への接触 ●裸にする - など	《チェック！！》 □ 肛門や性器などに出血や傷が見られる。 □ 人目を避け、部屋に一人でいたがる。 □ 人に相談するのをためらう。 - など		
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。 <table> <tr> <td data-bbox="196 1861 836 2058"> 《たとえば…》 ●年金を渡さない ●勝手に財産や預貯金を使う ●日常生活に必要な金銭を与えない - など </td><td data-bbox="836 1861 1522 2058"> 《チェック！！》 □ お金を使っている様子が見られない。 □ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。 □ 生活費などの支払いができていない。 - など </td></tr> </table>	《たとえば…》 ●年金を渡さない ●勝手に財産や預貯金を使う ●日常生活に必要な金銭を与えない - など	《チェック！！》 □ お金を使っている様子が見られない。 □ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。 □ 生活費などの支払いができていない。 - など
《たとえば…》 ●年金を渡さない ●勝手に財産や預貯金を使う ●日常生活に必要な金銭を与えない - など	《チェック！！》 □ お金を使っている様子が見られない。 □ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。 □ 生活費などの支払いができていない。 - など		

養護者（ご家族など）の方へ

ひとりで抱え込んでいませんか？

無理をせず、まずは身近な人に相談してみてください。

虐待が起きる背景には、いろいろな事情があります。「介護の仕方が分からない」「介護に疲れている」「経済的に困っている」など、養護者も苦しんでいることが少なくありません。

虐待行為そのものはあってはいけないことですが、「虐待する人＝悪者」ではありません。虐待をされる人も、虐待をしてしまう人も苦しんでいるのです。責めるのではなく、虐待につながってしまう背景にある問題が解消されるように一緒に考えていくことが大切です。養護者の負担を減らすための福祉サービスや、相談・支援をする機関や事業所があります。無理をせず、まずは身近な人に相談してみてください。

養護者・家族の方も休息が必要です

施設等で働く方へ

「虐待ではないけれど、ちょっと不適切かな？」。そんな不適切な支援の延長線上に、利用者の命を奪うような虐待があります。小さなボタンの掛け違いから取り返しのつかない虐待に発展するのを防ぐために、早い段階で「虐待の芽」を摘む必要があります。

そのためには、支援に携わる職員一人ひとりが常に「この支援は適切かな？不適切かな？」「これでいいのかな？」という気持ちを忘れず、かつ職員同士で話し合い、日頃の支援を確かめ合える職場環境を作る、日々の支援を振り返る機会を作る（研修）といった取組みが虐待の防止につながります。

使用者（障がいのある人を雇っている事業主など）の方へ

障がいのある人の人権や障がい者虐待についての理解を深めるとともに、さまざまな障がいの特性を学ぶことや従業員に対する研修を行うことも大切です。

市民のみなさんへ

差別や不当な扱いなどが虐待につながる場合もあります。高齢者や障がい者への虐待は重大な権利侵害であり、みなさん一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが、虐待を防ぐための第一歩です。

- 虐待はどこの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人に虐待している認識がない場合があります。
- 虐待されている人が、虐待だと認識できていないことで自分から被害を訴えられない場合があります。そのため市民一人ひとりが、小さな兆候を見逃さず早期発見することが大切です。

虐待かな？と思ったら速やかに通報を！

地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている方だけでなく、虐待している家族や虐待が起きている施設が抱える問題の解決につながります。また、本当に虐待なのかどうかは、その後の調査や話し合いで判断されます。『虐待かな？』と思ったら速やかに通報してください。

質問 近所の人のことを通報してしまうと、近所付き合いがぎくしゃくしたりしませんか？

答え 通報や届出をした人の情報は守られます。また、匿名の方からのお話もうかがいます。

質問 私は施設で働いています。職場で虐待を発見して通報したら、自分が職場にいられなくなってしまうのでしょうか？

答え 通報や届出をした人の情報は守られます。また、通報者は通報を理由とする解雇や、不利益な取扱いを受けないことが法律に明記されています。

通報や届出をした人の情報は守られます

虐待を発見した場合は国民の誰もが通報の義務を負っています。
「虐待かな？」と感じたら、通報してください。

●通報先・届出先

大府市高齢者・障がい者虐待防止センター

〒474-0035 大府市江端町六丁目 13 番地の1
ふれ愛サポートセンター「スピカ」内

電話 0562-45-5447 ファックス 0562-45-5440

休日・夜間は大府市役所へ
大府市役所 当直

電話 0562-47-2111 ファックス 0562-44-3933